

総務省MRA国際ワークショップ2015

各国基準認証制度の調査報告

平成27年3月4日

未来オピニオン研究所 小泉則彰

監督官庁
規制当局

監督官庁

規制当局

DB

DB

認証機関
試験機関

認証機関
MRA 承認認証機関

認証機関認定機関

MRA 相手国
指定当局

MRA 相手国
認証機関認定機関

機器認可
スキーム

認定試験所
MRA 承認試験機関

試験所認定機関

MRA 相手国
指定当局

MRA 相手国
試験所認定機関

機器分類

第三者認証

有線端末機器

無線端末機器

無線機器

端末機器

無線機器

申請者適格

国/地域によって様々

使用の要件

機器によって様々

輸入の要件

機器によって様々

電気通信機器の技術規制体制 (共通)

□

監督官庁
規制当局

運輸通信省(MOTC)

国家通信委員会(NCC)

委任

認証機関
試験機関

承認認証機関(認定試験所必須)
MRA承認認証機関(認定試験所必須)
Equipment DB

CB & LAB 認定機関
NCC / 台湾認定財団

認定試験所 / MRA 承認試験
例外: 製造業者又は認定外国試験所

MRA 相手国
指定当局
MRA 相手国
認証機関 認定機関
MRA 相手国
試験所 認定機関

機器認可
スキーム

私的認定 型式認定 / DoC 登録 型式認定 / DoC 登録 私的認定
Private Use For Sale & Use Use Private

機器分類

(1)PSTN, (2)PLMN, (3)ISDN, (4)S-PCN 規制対象無線周波デバイス(CTRFD)
有線及び無線端末機器(TTE) 無線機器(RE)

申請者適格

営業証明が必要(外国製造業者は不要)

使用の要件

追加の要件がある場合とない場合がある

輸入の要件

輸入許可が必要な場合と不要な場合がある

MRA 相手国
APEC (LAB/CB)
AU, CA, SG, US (LAB)
CA (CB)

電気通信機器の技術規制体制 (台湾)

□

主要情報 (台湾)

質問	回答
[基本法]	電気通信法
[技術規則]	電波規則, 制御電気通信無線周波デバイス (CTRFD)規則, TTE 適合認定規則, CTRFD 適合認定規則, TTE 認証機関規則, CTRFD 認証機関規則
[技術標準(基準)]	技術仕様, 国家標準, 国際標準
[更新情報入手先]	NCC, MOTC
[連絡先]	NCC, MOTC
[免許]	電波規則

MOTC: Ministry of Transportation and Communications; NCC: National Communications Commission

規制の枠組 (台湾)

規制手続		対象	手続の効果	申請者	提出先 / 登録
技術規制	型式認定 / DoC 登録 (販売使用の場合)	有線 TTE: PSTN, ISDN RE: PLMN, S-PCN	販売, 輸入, 製造, 展示、使用	製造業者(外国製造業者を含む)、輸入業者、流通業者	RCB / RCB
		無線 TTE	販売, 輸入, 製造, 展示、使用	営業証明書を持つ製造業者と輸入業者、製造業者又は輸入業者の営業証明書を提示する流通業者 外国製造業者は不要	RCB / RCB
		CTRFD (規制対象無線周波デバイス)	販売, 輸入(一部輸入許可が必要), 製造, 展示、使用(局免許不要の場合。更に局免許が必要な場合がある)		RCB / RCB
免許	局免許	基地局、アクセスポイント等	周波数の使用又は運用(認定・DoCが前提)	特定せず	NCC / NCC
輸入	NCCによる輸入許可	CTRFD (無線 TTE、小電力デバイス(LPD)を除く)	通関	輸入業者	NCC / NCC
許可	営業許可	製造業者、輸入業者	営業許可	製造業者、輸入業者	NCC / NCC
証明	営業証明	営業許可	営業証明	営業許可を受けた製造業者、輸入業者	NCC / NCC

RCB: Recognized Certification body

監督官庁
規制当局

情報通信文化省(MICC)

マレーシア通信マルチメディア委員会(MCMC)

認証機関
試験機関

登録
登録認証代行機関
SIRIM QAS
e-ComM

SIRIM QAS's CETS
通信機器試験セクション
他の試験機関

機器認可
スキーム

型式認定
特殊認定

機器分類

顧客宅内機器(CPE) / ネットワーク設備
非販売
端末機器 / 無線機器 / ネットワーク設備
例外

申請者適格

E-ComM で企業登録を行った事業(国内企業に限る)

使用の要件

機器割当免許
割当不要

輸入の要件

E-Permit で輸入許可を取ること

MRA 相手国
APEC (LAB/CB)
SG (LAB)

電気通信機器の技術規制体制(マレーシア)

主要情報 (マレーシア)

質問	回答
[基本法]	1998 年通信マルチメディア法
[技術規則]	通信マルチメディア (技術標準) 規則 2000
[技術標準(基準)]	SKMM FTS & WTS, 国家 / 国際標準 (電気安全性, EMC, 電磁イミュニティ等)
[更新情報入手先]	SIRIM QAS, Ref. “認証要件に関する更新” 2012.4.18, MCMC
[連絡先]	MCMC (規則関係), SIRIM QAS (通信マルチメディア認証部門 (CMCS)), E-ComM
[免許]	通信マルチメディア (免許) 規則 2000

SKMM=MCMC: Malaysian Communications and Multimedia Commission

規制の枠組 (マレーシア)

規制手続		対象	手続の効果	申請者	提出先/ 登録
技術規則	型式認定 by SIRIM QAS	端末機器(TTE), 無線 機器(RE), ネットワー ク設備(カード, モジ ュールを含む)	販売、割当、輸入(更 に輸入許可必要) 適合証明書(CoC)発行	ROC/ROBを持つ製造業者, アセンブラ, 輸入業者, ネット ワーク運用者等 外国企業は現地企業を設立 するか現地代理人を利用	E-ComM / E-ComM
割当	機器免許	割当, クラス割当	電気通信機器の使用	CoC 保有者	MCMC / MCMC
輸入	輸入許可	CoC 付き機器	輸入	供給業者	E-Permit / E-Permit
営業	企業委員会に登録 (ROC)	会社	営業	ROC を必要とする者	E-ComM / E-ComM
事業	企業委員会に登録 (ROB)	事業	事業	ROB を必要とする者	E-ComM / E-ComM

ROC: Registration of Company; ROB: Registration of Business

監督官庁
規制当局

情報通信省(MIC)



ベトナム電気通信庁(VNTA)

認証機関

[北部] 認証・検証センター I
[中部] 認証・検証センター II
[南部] 認証・検証センター III

試験機関

指定試験所
MRA 承認試験所

試験所認定機関
認定局(BoA)



機器認可
スキーム

認証+アナウンス 検証

MRA 相手国
指定当局

MRA 相手国
試験所認定機関

機器分類

回覧 32/2011/TT-MIC 回覧 17/2011/TT-MIC
端末機器, 無線機器 特定無線機器

申請者適格

国内の申請者に限られる

使用の要件

周波数使用免許が必要な場合あり

MRA 相手国
APEC (LAB/CA)
KR, US (LAB)

輸入の要件

アナウンスメントが済んでいること、輸入免許が必要な無線機器がある

電気通信機器の技術規制体制(ベトナム)



主要情報 (ベトナム)

質問	回答
[基本法]	電気通信法 / 標準・技術規則法 / 製品品質法
[技術規則]	回覧 16/2011/TT-MIC (検証); 30/2011/TT-MIC (認証とアナウンス)
[技術標準(基準)]	QCVN (国家技術規則); TCVN (国家標準)
[更新情報入手先]	MIC 回覧文書
[連絡先]	MIC (政策規制課), VNTA (認証部門・検証・認証センター I)
[免許]	回覧 24/2010/TT-MIC; 回覧 03/2012/TT-MIC (免許不要)

MIC: Ministry of Information and Communications; VNTA: Vietnam Telecommunications Authority

規制の枠組 (ベトナム)

規制手続		対象	手続の効果	申請者	提出先 / 登録
技術規則	認証	回覧 32/2011/TT-MIC (TTE, RE)	国内市場に当該製品を輸入、流通できる(輸入免許が必要な場合あり)	ベトナムの領土で製品の製造や貿易に携わるベトナム及び外国の組織並びに個人	検証・認証センター I (北部), II (中央) and III (南部)
	アナウンス		製品にマークでき、使用できる(一部の無線機器は周波数使用免許が必要)		検証・認証センター I (北部), II (中央) and III (南部)
技術規則	検証	回覧 17/2011/TT-MIC (特定無線機器)	運用	特定無線機器を管理・運用する組織又は企業	検証・認証センター I (北部), II (中央) and III (南部)
免許	周波数	回覧 24/2010/TT-MIC の対象機器 但し回覧 03/2012/TT-MIC の機器 (SRD, 無線受信機)は免許不要	使用	ベトナムでの使用のために管理、使用、製造、輸入、貿易を行う組織及び個人	無線周波数総局, MIC / 同
輸入	輸入免許	回覧 18/2014/TT-MIC (9 kHz - 400 GHz and 60 mW 以上の無線機器)	輸入	輸入者 (組織と個人)	品質部門, VNTA, MIC

監督官庁
規制当局

MCI: 通信情報省

IDA: 情報通信開発庁

認証機関
試験機関

登録 DB

CB / MRA
承認認証機関

認証機関・試験所認定機関
シンガポール認定評議会
(SAC)

機器認可
スキーム

SDoC
インハンス SER
ESER 単純機器登録
SER 一般機器登録
GER-RCB 一般機器登録
GER-IDA 適合性確認
COFC *

試験所
(特定なし) 承認試験所
認定試験所
製造業者

MRA 相手国
指定当局
MRA 相手国
認証機関認定機関
MRA 相手国
試験所認定機関
IDA 承認
試験所認定機関

機器分類

SRD, LPD,
ISDN, PABX BAE, MT
G2/3G/LTE LMR, WBA,
UWB, 特定 SRD 例外
単線機器
TTE / RE 端末機器(TTE) / 無線機器(RE) 例外

*Confirmation of Conformity

申請者適格

ディーラ免許が必要(国内企業に限る)

使用の要件

免許不要機器以外は免許が必要 例外

輸入の要件

機器の登録が済んでいること、輸入免許が必要

MRA 相手国
APEC (LAB/CB)
AU, CA, TW, HG, MY, US
(LAB)
CA, US (CB)
日本 (CB)
インド (LAB) *CECA

電気通信機器の技術規制体制 (シンガポール)

主要情報 (シンガポール)

質問	回答
[基本法]	電気通信法
[技術規則]	電気通信機器の登録ガイド
[技術標準(基準)]	IDA TS (技術仕様)
[更新情報入手先]	IDA ウェブサイト > 政策と規制 > 産業と免許
[連絡先]	IDA
[免許]	電気通信 (Sections 33, 34(1)(B) 及び 35 の例外) 告示; 電気通信 (ディーラ) 規則; 電気通信機器ラベル及び広告宣伝に対する要件に関するガイドライン

規制の枠組 (シンガポール)

規制手続		対象	手続の効果	申請者	提出先/登録
技術規制	ESER	SRD, LPD, ISDN, PABX	貸与, 販売, 提供/販売のための所有	電気通信ディーラ免許を持つ供給業者	IDA TLS / IDA TLS
	SER	BAE, MT, G2/G3/LTE			
	GER (RCB)	LMR, WBA, UWB, 特定 SRD	貸与, 販売, 提供/販売のための所有		
	GER (MRA-RCB)				
	GER (IDA)				
免許	局免許と登録	局免許の必要な局を特定	局免許の対象局の運用・使用が可能になる	運用者又は利用者	IDA
免許	ディーラ免許	ディーラ免許	機器登録, SDoC, 出荷, 貸与, 販売, 提供/販売のための所有機器の使用が可能になる(局免許が必要な場合がある)	輸入者, 小売業者, 製造業者	Trade Net / Trade Net
		広告宣伝 (ラベリング等)			
輸入	輸入免許	SER / GERで登録された機器 (輸入業者が保証)	輸入	電気通信ディーラ免許を持つ輸入業者	Trade Net / Trade Net

SER: Simplified Equipment Registration; ESER: Enhanced SER; GER: General Equipment Registration; RCB: Recognized Certification Body;

WBA: Wireless Broadband Access; MT: Mobile Terminals; LMR: Land Mobile Radio; TLS: Telecom Licensing System, AHTN: ASEAN Harmonised Tariff

Nomenclature

監督官庁
規制当局

欧州委員会
GROWTH 総局 (DG-GROWTH)

加盟国の規制当局

認証機関
試験機関

製造業者又はその代理人が EC 型適合宣言(DoC)

加盟国の *notified body* (NB)

他の加盟国の NBs / MRA 承認 NBs

加盟国
通知当局
(指定当局に相当)

適合性評価
モジュール

R&TTE Annex II

Annex III

Annex IV

Annex V

MRA 相手国
指定当局

MRA 相手国
認定機関

機器分類

有線端末機器

無線端末機器 / 無線機器

品質システム

Class 1 TTE

Class 1 or Class 2 無線機器と端末機器(R&TTE)

手続当事者

製造業者又はその EC 域内の代理人

使用の要件

加盟国の制限がある場合、免許が必要な場合がある

輸入の要件

輸入許可: 製造業者、その EC 域内の代理人、市場に製品を出す責任者が CE マーキング

MRA 相手国
オーストラリア (NB)
ニュージーランド (NB)
米国 (NB)
カナダ (NB)
日本 (NB)
スイス (NB)

電気通信機器の技術規制体制 (EU)

□

主要情報 (EU)

質問	回答
[基本法]	R&TTE 指令 1999/5/EC, 加盟国の R&TTE 指令の実施法
[技術規則]	EC 規則, EC 決定, ECC 決定, ECC 勧告等
[技術標準(基準)]	EC 承認標準作成機関: ETSI, CEN, CENELEC が作成する EN 規格等
[更新情報入手先]	EC DG GROWTH (指令, マンデート), CEPT ECC, DB-TRIS (技術規制), DB-EFIS (周波数), R&TTECA (NBs) 等
[連絡先]	NBs or R&TTECA
[免許]	EC 一般認可指令, 加盟国規制, ECC 勧告, DB-EFIS

TRIS: Technical Regulation Information System; EFIS: ECO Frequency Information System

DG GROWTH: Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs

規制の枠組 (EU)

規制手続		対象	手続の効果	適合宣言者等	提出先 / 登録
技術規制	Annex II	有線 TTE	CE マーキング, 市場に出すこと, 自由流通, サービスに使用(加盟国による制約のない場合) (加盟国の電波当局への届け出が必要な場合がある)	製造業者, その EC 域内の代理人 (Annex IV, V では <i> notified body </i> が関与、Annex III でも関与する場合あり)	EC 型 DoC / なし
	Annex III	無線 TTE, RE			
	Annex IV	無線 TTE, RE			
	Annex V	品質システム			
免許	個別免許	周波数	使用	特定せず	加盟国の当局 / 同じ
輸入	CE マーキング	R&TTE	輸入	EU 型 DoC を作成した製造業者, その EC 域内の代理人	なし

Annex II: 内部生産管理) Annex III: 内部生産管理+ 機器試験、Annex IV: 技術構成ファイル(TCF)、Annex V: 全品質保証

監督官庁
規制当局

商務省
連邦通信委員会(FCC)

FCC 有線競争局

FCC 試験所/OET
認証機関

DB

(EAS)

DB

ACTA

(AOF)

TCB 除外機器リスト

認証機関
試験機関

有線端末機器分野 TCB

MRA 承認 TCB

無線機器分野 TCB

MRA 承認 TCB

認証機関認定機関
NVCASE, ANSI, A2LA

MRA 相手国
指定当局

MRA 相手国
認証機関認定機関

機器認可
スキーム

認定試験所
(奨励)

認定試験所
MRA 承認試験所

認定試験所

試験所認定機関
NVLAP, A2LA, ACLASS

MRA 相手国
指定当局

MRA 相手国
試験所認定機関

機器分類

有線端末機器
連邦規則 Part 68

端末機器(TTE)

小電力無線機器
(TCB Scope A)

無線事業用機器
(TCB Scope B)

Scope
A

Scope
B

無線機器(RE)

無線 TTE

RE / 無線 TTE

申請者適格
使用の要件

機器免許不要

事業免許

機器免
許不要

輸入の要件

FCC 機器認可済であることを宣言する

MRA 相手国

EU (ワイワイド・ホワイ)

EFTA (NB)

APEC (LAB/CB)

AU, CA, TW, SG, KR, HG, VN
(LAB)

CA, SG, HG (CB)

日本 (CB)

メキシコ (LAB)

電気通信機器の技術規制体制 (米国)

主要情報 (米国)

質問	回答
[基本法]	1996 年電気通信法
[技術規則]	CFR47 Part 2, 11, 15 (A, C, D, E, F, G), 22, 24, 25, 27, 73, 74, 80, 87, 90, 95, 97, 101
[技術標準(基準)]	CFR47 Part 2, 11, 15 (A, C, D, E, F, G), 22, 24, 25, 27, 73, 74, 80, 87, 90, 95, 97, 101
[更新情報入手先]	NPRM, 公告, FCC LAB KDB, FCC LAB による KDB 案パブコメ, TCB 協議会等
[連絡先]	FCC OET, FCC OET EAS (機器認可システム), ACTA, TCB 協議会
[免許]	CFR47 Part 22, 24, 25, 27, 73, 74, 80, 87, 90, 95, 97, 101

CFR: Code of Federal regulation; NPRM: Notice of Proposed Rule-Making; LAB: Laboratory; KDB: Knowledge Database; TCB: TCB Council; OET: Office of Engineering and Technology; ACTA: Administrative Council for Terminal Attachment

規制の枠組 (米国)

規制手続		対象	手続の効果	申請者	提出先 / 登録
技術規制	認証 or SDoC	有線端末機器(TTE) コードレス電話	出荷, 輸入, 接続	特定せず	TCB / ACTA AOF
	認証	無線 TTE & RE	出荷, 輸入, 使用(免許が 必要な場合がある)	特定せず	TCB / FCC EAS
	検証	無線機器(RE)		特定せず	N/A
免許	運用免許	免許が必要な無線機器	出荷, 輸入, 運用	特定せず	FCC WTB / ULS
輸入	機器認可済みの宣言	無線周波デバイス	輸入	輸入者, 最終荷受人, 又は その指定税関ブローカー	税関国境警備局 (CBP)

AOF: ACTA Online Filers; WTB: Wireless Telecommunications Bureau; ULS: Universal Licensing System; CBP: Customs and Border Protection

ご清聴ありがとうございました。

